

国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する重点提言

国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靭化に向けた取組の充実強化について

(1) 令和6年能登半島地震など、近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また、改正国土強靭化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」完了後においても切れ目なく国土強靭化の取組を進めるため、国土強靭化実施中期計画を令和6年内の早い時期に策定し、当初予算を含め、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

(2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靭化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、令和6年度までとされている緊急浚渫推進事業債、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、制度の継続とともに対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図ること。

2. 地震・津波・火山対策の充実強化について

(1) 地域における地震・津波・火山等災害防災対策を着実に推進するため、被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

(2) 発生が懸念されている地震・津波の被害想定調査を早急に実施し、各都市自治体に示すとともに、シミュレーション映像を活用するなど、国民に対する効果的な啓発に取り組むこと。

また、地域防災計画の見直し、防災拠点施設、ハザードマップの整備、

液状化対策等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

(3) 津波避難タワーや道路法面を利用した津波一時避難場所などの避難施設、避難路の整備、津波避難訓練等、津波対策に対して財政措置を拡充するとともに、津波観測体制を強化すること。

(4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策特別強化地域における防災対策を推進するため、津波避難対策特別強化地域の指定による国の補助の嵩上げ対象について、対象範囲及び財政措置を拡充すること。また、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策の強化については、積雪寒冷地域の課題を踏まえて、十分な財政支援を行うこと。

さらに、防災集団移転促進事業や津波防災拠点整備事業について、対象事業や財政措置を拡充すること。

(5) 大規模地震発生時における火災の発生を抑制、住宅火災による被害の軽減を図るため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講じること。

(6) 火山活動の常時監視・観測体制を強化するため、観測施設の整備及び火山専門家の育成を図ること。

(7) 火山活動による広域的な被害が想定される場合の具体的な避難先の明示や避難路・退避壕等の整備拡充、降灰の除去をはじめ火山灰の仮置き場や処分場の確保・調整等の降灰対策、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

3. 豪雨対策の推進について

(1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

(2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な

財政措置を講じること。

- (3) 近年の豪雨災害を踏まえ、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

4. 土砂災害の防止について

- (1) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、採択要件の緩和など財政措置を充実すること。
- (3) 土砂災害警戒区域等の住宅・建築物・公共インフラの改修・移転及び擁壁等の対策工事に係る支援制度を充実すること。

また、避難場所として指定をしている施設等を土砂崩れ等の災害から守るために、補強等施設整備に係る財政措置を充実すること。

5. 雪寒対策の推進について

- (1) 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策をはじめ除雪業者の除雪待機費用などにも対応できるよう財政措置を拡充すること。
- (2) 豪雪地帯では道路施設等の破損が激しいため、維持、修繕及び更新に係る財政措置を充実するなど、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の拡充を図ること。
- (3) 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。

6. エネルギーの安定供給の確保等について

- (1) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靭化を図ること。
- (2) エネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能の強化のため、広域天然ガスパイプライン、液化天然ガス（LNG）の受入基地等のエネルギー

インフラの整備や広域的な燃料供給体制の構築に当たっては、国が主導的な役割を果たし、地理的バランスを確保しつつ、積極的に推進すること。

7. 防災・減災対策の充実強化について

(1) 防災拠点となる庁舎や避難所等の機能強化

1) 近年、大規模災害の発生が懸念される中、その緊急性にかんがみ、災害時の都市自治体の業務継続性確保の観点から、防災拠点となる庁舎の建替え等について、財政措置を拡充するなど、その円滑な実施に資する特段の措置を講じること。

また、避難所等の耐震化や津波浸水想定区域にある施設の移転を一層推進するため、体育館、公民館等の公共・公用施設や災害拠点病院の建替え、大規模改修等についても、財政措置を拡充すること。

2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の広域的な確保、冷暖房器具や発電機等の非常用設備の導入、バリアフリー化、トイレカ一、防災井戸の整備等、機能強化に係る財政措置を拡充するとともに、地域の実情に応じ、被災者支援体制を充実強化するための必要な措置を講じること。

(2) 避難対策に関する支援

1) 災害対策基本法に定める避難指示について、住民が一層適切な避難行動がとれるよう都市自治体の取組を支援すること。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に当たっては、平時から地域や福祉と連携するとともに、実効性のある計画が作成できるよう、必要な財政支援も含め、引き続き、積極的な措置を講じること。

2) 国主導により、都道府県域を越えた広域避難計画を策定するとともに、広域避難に際し混乱が生じることのないよう、広域避難時における避難情報の発令のあり方などについて明確化すること。

3) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。

4) 防災避難広場等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。

(3) 国・地方・関係事業者との連携強化

- 1) 災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、T E C – F O R C E 等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、令和7年度以降も災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を図ること。
- 2) 地震発生後、踏切の遮断機が長時間遮断され、住民の避難や緊急車両の通行が困難になる事態を回避するため、災害時における関係機関との間の連絡体制の整備や早期の遮断解消等に向けた対策など指定公共機関である鉄道事業者に対して必要な指導や支援を行うこと。
- 3) 帰宅困難者対策については、事業者に対する支援措置及び都市自治体に対する財政措置の拡充を図るとともに、改定ガイドラインの早期提示、一時滞在施設、代替輸送手段の確保について、国として積極的に取り組むこと。

また、一時滞在施設の確保のため、施設管理者への損害賠償のあり方について、検討するとともに、必要な措置を講じること。

(4) 災害時の情報伝達手段の充実

防災行政無線について、デジタル化に係る整備費及び維持管理費等の財政措置を拡充すること。

また、災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

(5) 防災分野におけるD Xの取組の推進

国においては、新たな「国土強靭化基本計画」等に基づくD Xの取組を着実に推進するとともに、A I 等のデジタル技術を活用した防災情報の収集や避難対策など、都市自治体の防災分野におけるD Xの取組についても積極的に支援すること。

また、全国統一の防災情報システムの構築に当たっては、災害対応に関する地方公共団体や国の関係機関において情報収集・共有を可能とすること。

8. 被災地支援の充実強化について

(1) 被災地の早期復旧を図るため、被災地自体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。

(2) 災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての地域で支援を受けられるよう基準を緩和するなど、現場の実態に即した見直しを図ること。

また、被災者生活再建支援法の適用については、半壊、一部損壊、床上浸水、液状化被害等の世帯にも対象を拡大するなど、被災者の実態にかんがみ、財政措置の充実を図ること。

(3) 災害援護資金貸付制度については、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適當であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。

(4) 被災自治体への支援を効果的に行うため、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援について、災害救助法及び関係する諸制度に位置づけたうえで、幅広く財政措置を講じること。

(5) 災害復旧・復興を着実に進めるため、公共土木施設災害復旧事業等の財政措置を拡充するとともに、事務手続きの簡素化等を図ること。

また、早期復旧等のため、支援制度の拡充を図ること。

(6) 罷災証明書の交付に係る被害認定調査について、被害の実態に即し、かつ迅速な判定が可能となるよう、簡素化を含む判断基準の設定を検討すること。

また、広域災害時に自治体間で迅速かつ効果的な応援・受援を可能とするため、住家被害認定調査システムを搭載した被災者支援システムの標準モデルを構築するとともに、災害に係る証明・申請書類の様式を統一すること。

9. 消防・救急体制の充実強化について

(1) 大規模災害や緊急消防援助隊活動に対応するため、消防車両及び救助活動用資機材の整備、救急資機材の整備、耐震性貯水槽・防火水槽の整備、

消防緊急通信指令施設の維持管理等、消防力強化に係る財政措置の拡充を図ること。

- (2) 常備消防及び非常備消防に対する交付税措置については、近年、頻発化、激甚化する災害の実態を踏まえた消防需要に的確に対応できるよう、地域の実情をより反映した措置とすること。
- (3) 消防団員の人員及び安全を確保し、消防団の機動力強化を図るため、消防団の装備の充実、消防車両の整備・更新、消防水利施設の整備等に係る財政措置の拡充を図ること。

また、「自らの地域は自ら守る」という精神の基、昼夜を問わず消防活動にあたる消防団員が年々減少していることを踏まえ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりや活動基盤の改善を支援するなど、引き続き消防団員の確保対策を推進すること。